

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
 (平成18年3月27日京都市条例第153号) (環境局地球環境政策部
 循環型社会推進課)

廃棄物の処理に要する費用の適正化を図るため、次のとおり、一般廃棄物処理手数料について必要な措置を講じるとともに、本市が定期的に収集する一般廃棄物の処理を有料化することとしました。

- 1 一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合の手数料を定めることとし、その額は、100キログラムまでごとに1,000円とします。ただし、平成18年度から平成25年度までの間については、1,000円に一定の率を乗じて得た額とします。
- 2 次のとおり、本市が定期的に収集する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料を徴収します。

区	分	単 位	手 数 料
本市が定期的に収集する一般廃棄物	特 定 資 源 ご み	市長が指定する袋(以下「指定袋」といいます。)の容量20リットル	円 10
		指定袋の容量30リットル	15
		指定袋の容量45リットル	22
	特 定 資 源 ご み 以 外 の 物 (ふ ん 尿 及 び 鍋 , フ ラ イ パ ン , や か ん そ の 他 の 小 型 の 金 属 製 の 物 を 除 く 。)	指定袋の容量5リットル	5
		指定袋の容量10リットル	10
		指定袋の容量30リットル	30

		指定袋の容量 45 リットル	45
--	--	----------------	----

備考 「特定資源ごみ」とは、缶、ガラスびん及びペットボトル（市長が指定するものに限る。）をいいます。

- 3 本市が定期的に収集する特定資源ごみにプラスチック製の容器及び包装（市長が指定するものに限る。）を加えます。

上記1の改正は平成18年4月1日から、上記2の改正は同年10月1日から、上記3の改正は市規則で定める日（市長が指定する区域にあっては、平成18年10月1日）から施行することとしました。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第153号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

第35条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第37条第2項を削る。

第38条中「前条第1項」を「前条」に改める。

別表第1その他の一般廃棄物の項中

「

占有者等が収集、運搬及び処分を委託する場合	100リットルまでごと	800
-----------------------	-------------	-----

を

」

「

占有者等が収集、運搬及び処分を委託する場合	100リットルまでごと	800
一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合	100キログラムまでごと	1,000

に、

」

「占有者等が市長」を「占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者が市長」に改め、「，処分を委託する場合」の右に「（一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する方法により搬入し，処分を委託する場合を除く。）」を加える。

第2条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「（ふん尿以外の一般廃棄物で事業活動以外の活動から生じたもののうち，本市が定期的に収集するものを除く。）」を削り，同条第2項中「本市」を「本市が定期的に収集する一般廃棄物及び本市」に改める。

別表第1 本市が収集する粗大ごみの項を次のように改める。

本市が定期的に収集する一般廃棄物	特定資源ごみ	市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）の容量20リットル	円 10
		指定袋の容量30リットル	15
		指定袋の容量45リットル	22
	特定資源ごみ以外の物（ふん尿及び鍋，フライパン，やかんその他の小型の金属製の物を除く。）	指定袋の容量5リットル	5
		指定袋の容量10リットル	10
		指定袋の容量30リットル	30
		指定袋の容量45リットル	45

本市が収集する粗大ごみ	3,200円以内において別に定める額

別表第1ふん尿の項中「円」を削り，同表備考2を同備考3とし，同備考1中「2」を「3」に改め，同備考1を同備考2とし，同備考2の前に次のように加える。

- 1 「特定資源ごみ」とは，缶，ガラスびん及びペットボトル（市長が指定するものに限る。）をいう。

第3条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「及びペットボトル（市長が指定するものに限る。）」を「，ペットボトル（市長が指定するものに限る。）並びにプラスチック製の容器及び包装（市長が指定するものに限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条，次項及び附則第3項の規定 平成18年4月1日
 - (2) 第2条及び附則第4項の規定 平成18年10月1日
 - (3) 第3条の規定 市規則で定める日

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1に規定する一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し，処分を委託する場合の平成18年度から平成25年度までの各年度の手数料の額は，同表に掲げる手

数料の額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

年 度 の 区 分	率
平成18年度	0.5
平成19年度	0.5
平成20年度	0.65
平成21年度	0.65
平成22年度	0.65
平成23年度	0.8
平成24年度	0.8
平成25年度	0.8

- 3 本市が定期的に収集する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。
- 4 平成18年10月1日から第3条の規定の施行の日の前日までの間に市長が指定する区域において収集する場合における第2条の規定による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定の適用については、同表備考1中「及びペットボトル（市長が指定するものに限る。）」とあるのは、「、ペットボトル（市長が指定するものに限る。）並びにプラスチック製の容器及び包装（市長が指定するものに限る。）」とする。

（環境局地球環境政策部循環型社会推進課）